

「電子交付サービス利用規定」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p><b>2. (対象書面)</b>                      (1) 本サービスにおいて、当金庫が電子交付により提供する書面は、次の各号に掲げる書面(以下、「対象書面」といいます。)とします。                      ⑥ 上記①から⑤に該当しない書面のうち、<b>電子交付による提供が適当であると考えられるもの</b></p> <p><b>4. (申込)</b>                      (2) お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法により申込み、当金庫がこれを承諾し、<b>(削除)</b>システム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。</p> <p><b>12. (規定の変更)</b>                      この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。                      変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。                      なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上 2020年4月改訂</p>	<p><b>2. (対象書面)</b>                      (1) 本サービスにおいて、当金庫が電子交付により提供する書面は、次の各号に掲げる書面(以下、「対象書面」といいます。)とします。                      ⑥ 上記①から⑤に該当しない書面のうち、<b><u>当金庫が電子交付により提供することを定めたもの</u></b></p> <p><b>4. (申込)</b>                      (2) お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法により申込み、当金庫がこれを承諾し、<b><u>所定の</u></b>システム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。</p> <p><b>12. (本利用規定の変更)</b>                      (1) <b><u>この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他本サービスを提供していく上で必要が生じたとき当金庫が判断したときは、変更されることがあります。</u></b>                      (2) <b><u>前項に基づき本利用規定を変更した場合、当金庫は、当金庫の定める方法(インターネットによる告知を含む。)によりお客様にお知らせします。その後、お客様が当金庫とお取引をした時点をもって、お客様が本利用規定の変更に同意したものととして取り扱います。</u></b></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>平成26年12月1日改訂</u></p>